

内 報

(5)

平成 30 年 6 月 10 日

世界救世教 ☉ 之光教団

目 次

まえがき	3
「教主様を排除」する攻撃の激化と その対応姿勢	4
Ⓢ之光教団 責任役員会	
教主補佐に対する 「懲戒処分並びに解雇通知書」について	9
Ⓢ之光教団 責任役員会	
岡田真明様に対する 懲戒処分と解雇通知について	12
いづのめ教区 代表 白澤道夫 副代表 川谷豊	
「岡田真明氏の発言とその検証」 と題する文書について	15
Ⓢ之光教団 責任役員会	
通知書（教主補佐への審定委員会召喚）	24
ご 返 答	25
懲戒処分並びに解雇通知書	26

まえがき

5月8日、『「世界救世教」規則変更』に対する反対署名が、文化庁に提出されました。こうした信徒の信仰の表れに対して、長澤好之氏を代表者とする自称「世界救世教責任役員会」（以下、長澤役員会）は、規則変更に対して慎重にならざるを得ない状況になっているように思われます。

そのために、長澤役員会は、教主様の言動そのものを標的にして、あからさまに弾劾するという行動に出ています。しかし、攻撃している教主様のお言葉や行為は、事実に基づくものではありません。しかも彼らが一方的に吹聴しているものです。誰にも確認のしようのない内容のものであります。事実確認ができないことをいいことに、ますます自分たちに都合のよい話を流布しています。教主にふさわしくない教主像を何としても作りあげたい、という強い思惑^{おもわく}があからさまに表れています。

そして、長澤役員会は、教主様を排除する手段として、岡田真明教主補佐を「懲戒」「解雇」するという、明主様に対しても畏れ^{おそ}を抱かぬ、まさしく暴挙に打って出ました。(26頁参照)

私たちは、この不実を絶対に認めることはできません。明主様が最も嫌われたことは、「嘘」であります。明主様は、「正直」を尊ばれました。明主様のみ心は、明快であります。私たちは、この明主様の率直なるお心を、違^{たが}えることなく真っ直ぐにお受けしていかなければなりません。

「教主様を排除」する攻撃の激化と、その対応姿勢

世界救世教 ㊦之光教団

責任役員会

東方之光・MOAといづのめ教団の小林理事長による、教主様に対する執拗な非難攻撃については、「内報（4）」において詳しくお知らせしました。

不正な方法で、長澤好之氏の代表役員の登記を行った以上、いずれは、㊦之光教団を追放する規則変更の認証を文化庁に申請するために、規則変更の“承認を得られる教主”を立てて、手続きを行わざるを得ません。

そうした動きを阻止するために、5月8日、海外の信徒も含む、㊦之光教団といづのめ教団の信徒合わせて4万人を超える、規則変更に反対する署名を文化庁に提出しました。

その際、東方之光・MOAといづのめ教団の小林理事長が、世界救世教から教主様と㊦之光教団を排除し、また、いづのめ教団にあって、教主様のご教導を心から求める多くの方々に様々な圧力をかけ、教団の骨格を大きく変質させようとしている現状を文化庁の担当官に報告しました。

こうした世界中の信徒による署名活動が功を奏して、現在、東方之光・MOAといづのめ教団の小林理事長は、規則変更のために、教主様を排除し、“承認を得られる教主”を立てる策謀は一旦引っ込めています。

次に彼らは、㊦之光教団に対して行ったように、教主補佐・岡田真明様に対して、専従者との懇談会での発言が「教義に反する疑いがある」との嫌疑をかけ、「審定委員会」を開きました。(24頁参照) 勿論、教主補佐はそのような場に出席することはなさらず、文書により返答されました。(25頁参照)

そして、5月22日、長澤好之氏名で、岡田真明様宛に「懲戒処分並びに解雇通知書」なる文書が届けられました。(26頁参照)

内容は、教主補佐に対し、「除籍（信者名簿から除籍）」するとともに、5月21日付で職員を「解雇」することを通告するものです。

事実上の教主継嗣であられ、教主様にとりまして唯一の後継者であられる岡田真明様を無きものにより、遅かれ早かれ、“承認を得られる教主”を立てるか、教主制度そのものの廃止を断行するであろうと考えられます。

一方、⑤之光教団に対しては、則武克明氏が代表となっている「聖地直結の会」を使い、各地の信徒に、聖地参拝や祖霊祭祀も出来なくなるなどと、脅迫的な様々な偽りの情報を流し、攪乱^{かくらん}を図っております。

しかし、「聖地直結の会」は、思惑^{おもわく}が外れ、人が集まって来ない現状を嘆いているそうです。私共は、油断することなく、これまで以上に、しっかり信徒と心を通わせていかなければなりません。

このように、東方之光・MOAといづのめ教団の小林理事長は、どのような非道で不正な手段を使っても、教主様への攻撃の手を緩めることはありません。

あの方々は、⑤之光教団が世界救世教ではないとするための根拠となる規則変更も思うように進まず、ご自分たちの蒔いた種^まを刈り取る方法が分からず、焦りと無理によって、心情的には追い詰められているのではないのでしょうか。なりふり構わぬ見苦しい姿から、そのように思えてならないのです。

現在、長澤好之氏を代表者とする自称「世界救世教責任役員会」は、教主様ご夫妻による、教主室（執務棟・碧雲荘）を退職した職員の在職中に人権侵害があったということをごとく流布しています。

そのことにあたって、元職員から聴取したとされる、教主様ご夫妻を誹謗^{ひぼう}中傷する内容の文書を作成し、東方之光やいづのめ教団のみならず、⑤之光教団の信徒にも働きかけを行っています。

そして、何と、教主様ご夫妻に対して、その事実を歪曲した内容に基づき、

「事情をお伺いする場」と称するものを設けるので、応ずるようにと通知してきたのです。

これは、実質的には、教主補佐に対して行った「審定委員会」に等しく、これまで以上に無礼千万な行為であり、⑤之光教団として決して認められるものではありません。

彼らは、特に、東方之光・MOAは、「尾行・盗聴・盗撮」により、^{おそ}畏れ多い表現ではありますが、“教主様は脅せば言うことを聞く”と、甘く考えていたものと思われる。

そもそも、世界救世教の教主様を「尾行・盗聴・盗撮」という、前代未聞の暴挙を犯した東方之光・MOA、そして、その恥すべき行為を容認したいづのめ教団の小林理事長に、「人権」を口にする資格はありません。

現在も彼らは、教主様を「尾行・盗聴・盗撮」した映像を材料に、東方之光・MOAといづのめ教団の専従者や信徒に印象操作を行い、教主様のお言葉は教義に反する「異質な思想」であるとのレッテルを貼り続け、誤った教主様像を植え付けようとしています。

今回の「人権侵害」についても、明らかに事実を歪曲し、殊更に問題視することで、教主様ご夫妻を^{おとし}貶めようとする見え透いた策略です。

私共専従者は、明主様にお仕えする者であります。そして、明主様ご在当時の専従者の姿に照らしたとき、私共、現代の専従者は、「教祖の聖業を継承し、教義に基づき世界救世教を統一する」教主様に、しっかりとピントを合わせて御用にお仕えさせていただく立場であります。

真剣に、教主様のお姿とお言葉の奥にある明主様のみ心を求めて、日々の御用にお仕えするのが、私共の務めであります。

「景仰」を拝読させていただくと、明主様の専従者に対する厳しさと優しさがよく伝わってまいります。明主様は、専従者の心に隙があり、我を出したり、素直でなかったり、嘘をついたときには厳しくお叱りになりました。

また、「神は順序なり」とみ教えくださっているように、順序礼節を何より重んじられました。当時の教会長や側近奉仕者は、明主様を見つめて、そ

のみ心に適うようにと、常に真剣勝負の姿をもってお仕えしました。

私共、⑤之光教団の専従者は、誰よりも明主様に強く求められ、明主様帰一に努めておられる教主様のお姿とお言葉に倣うことをもって、今も生きてお働きになっている明主様の御用にお仕えすることが第一義です。

本来、どこでどのような御用に就こうとも、同じ姿勢で明主様にお仕えしなければなりません。教主様のお側で御用させていただく教主室の職員は、教主様にお仕えすることをもって明主様にお仕えさせていただくのですから、当然、そこに求められる姿勢があります。そこに、改めなければならぬものがあれば、教主様は、その人に応じたあり方でご教導くださることは当然であり、大変ありがたいことです。

しかし、長澤好之氏を代表者とする自称「世界救世教責任役員会」の方々は、労働を提供し、その対価として収入を得るという一般的な労使関係を基としての判断のみを、あえて専従者に置き換えています。

そのうえで、教主様のお側で御用していた元職員の言葉も、都合のいいように取り繕って、教主様が非道な行いをしているかのごとく喧伝し、いかに教主様を排除するかということに全精力を傾けています。

そのやり方は、教主様への「尾行・盗聴・盗撮」の手法と全く同じであります。

あの方々の、教主様を^{おとし}貶め、人間の力によって明主様の教団を支配しようとする現在の姿は、もはや、明主様のみもとから「離脱」したと言わざるを得ません。

教主様は、5月4日に大阪で行われた「教主様ご巡教信徒大会」におきまして、次のようにお言葉をくださいました。

「私と本当に思いを共にしてくださる方が、たとえ一人でもいらっしゃるならば、どんなにかありがたいことだろうと思っておりました。

しかしながら、私は今、私と思いを共にしてくださる方がこんなにも大勢いらっしゃることを目の^ま当たりにし、驚きと感動と感謝で胸震える思いであります」

また、

「今後とも、私は、皆様と意思を一つにして、皆様と共に、明主様が示された全く新しい救いの道をひたすら進ませていただきたいと願っております。それは、私の妻も真明も同じ思いであります」

こうしたお言葉からも、教主様は、まゆみ奥様と教主補佐であられる真明様と共に、明主様の示された「全く新しい信仰」をどこまでも貫かれるお覚悟をもって、御神業に臨まれているものと拝察いたします。

私共は、このような教主様のお姿とお言葉に倣わせていただき、どのような妨害に遭おうとも、明主様の聖業を継承される教主様とご一緒に、明主様と共にあるメシヤの御名にあって、真に明主様に帰一する信仰を求めて歩んでまいりたいと存じます。

教主補佐に対する「懲戒処分並びに解雇通知書」について

世界救世教 ⑤之光教団

責任役員会

5月22日、教主補佐・岡田真明様に対して、「世界救世教 代表役員 長澤好之」名で「懲戒処分と解雇通知書」（5月21日付、以下「通知書」）が届けられました。

教主様の認証を得ずに代表役員と称する長澤氏と、同じく世界救世教責任役員と称している人々（以下、長澤役員会）は、教主補佐を世界救世教から追放し、畏れ多くも初代教主であられた明主様から続く、教主制廃止に通じる道に踏み込みました。

発する言葉が出てこないほどの暴挙であります。このことは、世界救世教を実質上なきものにする“脱宗教”を謀るもの^{はか}であり、“MOA化”の強化・拡大を意図する以外の何ものでもありません。

教主補佐・岡田真明様は、事実上の「教主継嗣」であります。⑤之光教団においては、「教主補佐」として御推戴申し上げ、教主様のお言葉と共に教主補佐のお話を、「新しい信仰」における貴重な学びと受け止めさせていただいています。

ところが長澤役員会は、教主補佐が「いづのめ教団の若手専従者との懇談会」でお話した内容を「教義違反に該当する」として、教主補佐に対し審定委員会への召喚を通知し、この度の「懲戒」「解雇」という愚行に至りました。（24頁、25頁、26頁参照）

「通知書」には、「懲戒規程」により「除籍（信者名簿から除籍する）」とあります。

教主補佐は、「宗家」として「包括法人世界救世教」にご身分を置かれる方です。世界救世教の信徒として規定されている「被包括法人」に籍

を置かれる方ではありません。「除籍（信者名簿から除籍する）」には該当しないお立場の方であります。

長澤氏は、いずれ教主補佐の宗家としての身分も失われたと主張してくると思われます。宗家としての身分変更は、宗家会議での議決を経なければなりません。しかしながら、教主様の認証なき長澤氏は、そもそも宗家会議を招集することすら本来はできません。

長澤氏の論理は、「オレが決めたのだから、これで通すのだ」と言っているようなものです。ここに、信仰はありません。常識のかけらもありません。

長澤氏と長澤役員会の方々は、教主補佐を、一介の個人としてしか見ていないようです。岡田真明という氏名をもつ「職員」としての扱いしかしておりません。

教主補佐は明主様の直系のお血筋にある方です。

私たちは、明主様をメシヤとして自分の中で生きてお働きくださっている方であると信じ、明主様を通して神様を信仰させていただいています。

教主補佐は、その明主様に繋がる方です。明主様を信じ崇めるならば、教主補佐を明主様のみ教えに反する存在として「懲戒」「解雇」に処することなど、できるものではありません。

長澤役員会の面々は、「明主様のみ教えに反している」ということを、頻りに発言しています。明主様とみ教えを、とても大切にしているように見えます。しかし、本当にそうならば、この度の教主補佐への処遇はあり得ません。人倫の道としてもあり得ません。言っていることとやっていることが違う——というあまりに稚拙な行為であります。

なぜ、このようなことができるのでしょうか。

第一は、明主様と明主様に繋がる宗家の方々に対する不遜・不敬にあります。そして、このことは「明主様の信徒」としての信仰の問題であります。

第二は、教主様の後継者を事前に不在化しようとしているからです。教主制廃止への布石です。場合によっては、教主様を退任せしめたと主張し、自分達に都合のよい者を教主の座に就けようとしているからでしょう。

明主様ご自身、長澤氏の措置^{そち}をどのようにご覧になっているでしょうか。ご自身のひ孫である真明様の信徒籍が剥奪されることを、明主様はお認めになるでしょうか。

「明主様の信徒」であるならば、明主様のお答えを、明瞭に感じ取らせていただけるのではないのでしょうか。

この度の教主補佐に対する長澤役員会の蛮行に一切動じることなく、私たちは「明主様の真実、を本当に受け止めさせていただくべく、教主様とそして教主補佐と、一つ心とならせていただき、「全く新しい信仰」の道を力強く進んでまいりましょう。

岡田真明様に対する懲戒処分と解雇通知について

いづのめ教区 代表 白澤道夫
副代表 川谷 豊

5月21日、岡田真明様に対して「懲戒処分並びに解雇通知書」が「包括法人世界救世教代表役員 長澤好之」名で届けられました。

教主様の認証を得ずに、包括法人世界救世教代表役員と称している東方之光（MOA）の長澤氏をはじめ、入江光生氏、森富士夫氏、横山茂弘氏、いづのめ教団の小林昌義氏、榊原光一氏、中居林氏らは、真明様を世界救世教から事実上追放し、初代教主の明主様から連綿と続く教主制を廃止する道を選びました。この事実は、世界救世教の存亡に関わる重大な問題です。

世界救世教の宗家および全専従者の中で、明主様のご血統を継がれ、「教主継嗣」そして「五代教主」となりうるお方は、真明様ただお一方です。

そのような立場をお持ちの真明様に対し、このたび彼らが「除籍（信者名簿から除籍する）」および「解雇（普通解雇）」という懲戒処分を行ったことは、「私たちは教主制を維持しません。いずれ廃止します」という意思を明確に表したということです。

私どもは、4月26日付「岡田真明様に対する懲戒処分の動きについて」の文書の中で、教主制の危機を訴えましたが、誠に残念なことに、予見した通りの事態になってしまいました。

包括役員会を称する人物らは、今回の一連の動きの中で真明様に対して、明主様のご血統にある宗家の方として丁重な対応をせず、無礼千万な文言を用いて、真明様を「一職員」として扱っていることを強調しています。

彼らは明主様の血統をないがしろにしておきながら、普段は明主様のご尊影に向かって頭を下げ、ご挨拶をしているのですから、私どもには彼らの気

持ち、信仰心がまったく理解できません。

また、今回の懲戒処分に先立って、「岡田真明氏の発言とその検証」と題する文書が包括役員会で5月11日に出されていますが、この文書は明らかに、真明様の懲戒処分をしたことによる混乱を避けるため、予め真明様を批判する文書を公表したものです。

文書の内容は、真明様を誹謗中傷し、著しく名誉を毀損するものです。しかもこの文書は、いつのめ教団の各拠点にFAXで送信され、拠点で掲示された他、SNSでも広く配信され、今も真明様の名誉が踏みにじられているのです。(注:「岡田真明氏の発言とその検証」と題する文書について→15頁参照)

真明様は、職員の身分としては「一職員」の立場かもしれませんが、世界救世教のご宗家であられる方なのです。ご宗家に対してすることでしょうか。この行為は、東方之光(MOA)と小林執行部の異常さを物語っているとしか思えません。

そもそも、真明様といづのめ教団若手専従者の懇談会は、小林氏自身が真明様をお願いして行われたものです。そして真明様のお話の記録は、責任役員会の承認を得て、毎回職員に対して、正式に配布されていました。

真明様の懇談会でのお話が教義違反であると言うならば、真明様に懇談会をお願いした小林氏がその責任を負うべきではないでしょうか。

その小林氏が真明様に対する審定委員会の委員長となり、「除籍(信者名簿から除籍する)」と「解雇」を決定したのですから、不合理極まりないと言わざるを得ません。

真明様に対する懲戒処分と解雇は、法律上の手続に問題のある包括役員会が勝手に決議したことです。包括役員会の法的な問題(代表役員・管長の地位等)については、世界救世教⑤之光教団が裁判を起こしており、私どもとしては、⑤之光教団と連携・協働しながら、いかなることがあろうとも「教主の座」を守り抜いていく所存です。

おそらく近い将来、東方之光（MOA）と小林執行部は、教主様の推戴を取り消すことでしょう。そして、包括法人世界救世教の「規則」を変更して、世界救世教を教主様なき組織とし、東方之光（MOA）執行部の意のままになる組織体制を築きあげていくものと思われます。

いづのめ教団はすでに、東方之光（MOA）の従属組織と化しており、その立ち位置は今後も変わらないでしょう。つまり、いづのめ教団の行き着く先は、「教団のMOA化」であり、「信仰の私物化」であり、「神隠し」なのです。

今、私ども一人ひとりの信仰が問われていると思います。

明主様のご意思が教主様を通して私どもに伝えられていると信じ、明主様だけではなく、私ども一人ひとりにメシヤの御名が与えられていることを信じるのか。それとも、自分たちの都合の良いように御教えを解釈し続け、一人ひとりに与えられているメシヤの御名を無視し続けるのか。

私どもはもちろん、前者でありたいと願っています。

教主様と思いを共にする信徒の皆様、共に力強く、全く新しい救いの道を歩んでまいりましょう。

そして、近い将来、東方之光（MOA）と小林執行部によって教主様の推戴が取り消されたとしても、⑤之光教団といづのめ教区で力を合わせ、あらゆる迫害に遭いながらも、全く新しい信仰をご教導くださる教主様と真明様をお支えさせていただこうではありませんか。

「岡田真明氏の発言とその検証」と題する文書について

世界救世教 ⊙ 之光教団

責任役員会

長澤好之氏を代表者とする自称「世界救世教責任役員会」（以下、長澤役員会）から、「岡田真明氏の発言とその検証」（平成 30 年 5 月 11 日付）と題する文書が配布されました。

冒頭に「教主様が『私の意を汲む』とされる岡田真明氏は、平成 27 年末頃から、いつのめ教団で開催された若手専従者との懇談会で、み教えと全く相容れない発言を繰り返しています」と記され、岡田真明・教主補佐を誹^ひ謗^{ぼう}するものであります。

この文書は、4 月上旬に送付された「聖地直結の会」の文書と同じように、中傷・曲解のもとに配られているものであり、私たちは、これを看過することはできません。

1. 明主様の「利他行」は古いと断定——について

「岡田真明様と青年プロジェクトチームとの懇談会」（28.3.18）「岡田真明様と若手専従者との懇談会」（28.4.14）における教主補佐のお話から、明主様のみ教えにない「利他行」であるとして、「私というもの」「幸福の秘訣」を引用し、「真明氏は『利他行』という教義の中心をなすみ教えを否定している」と論難しています。

教主様は、「真^{まこと}の愛をお持ちなのは、主神ただお一方であられます」（いつのめ教団・御生誕祭平成 26 年 12 月 22 ～ 23 日）と仰せです。

教主補佐も、「岡田真明様と若手専従者との懇談会」（28.4.14）において、「大乘愛」「大乘たれ」「正愛と邪愛」のみ教えを引用されて、そのようにお

話ししています。その中に、次のみ教えの部分があります。

大乘愛とは何かというと、これこそ人類愛であり、世界愛であり、神の愛である。(大乘愛)

愛にも神の愛と人間の愛とがある。即ち神の愛は大乘愛であるから、無限に全人類を愛するが、人間愛は小乗愛であるから、自己愛や自分の仲間、自己の民族だけを愛するという限定的であるから結論は悪になる。(大乘たれ)

こうしたみ教えを受け止められて、教主補佐は本当の利他愛は「神の愛」であることを言明されています。

長澤役員会は、教主補佐が、“本当の利他愛は「神の愛」である”と話しておられることに一切触れていません。このことは明主様がお説きになった利他愛の核心であります。教主補佐は、核心を伝えてくださっています。

2. 明主様の「手かざし」の浄霊を否定——について

ここでは「岡田真明様と若手専従者との懇談会」(28.4.14)「岡田真明様と海外研修生との懇談会」(28.9.28)のお話を、論詰しています。

そして、「地上天国」(第68号 昭和30年3月15日)に掲載された「碧雲荘奉仕者を囲んで(座談会)」の中で語られている「浄霊は二の問題」について、教主補佐の発言は間違いであるとして、次のように記しています。

後年(昭和43年)、樋口さんは、このときの様子について取材に応じ、「まず想念的にしっかりと明主様におつながりすることが大切と思い」日光殿でお祈りしたと述べている。

このことから、明主様は確かに想念の重要性を説かれているが、それ以上に、浄霊の大切さを諭されていることは、間違いのないところである。

「御浄霊は二の問題で、先ず想念である」と明主様から直接お言葉をいただいた樋口さんは、「まず想念的にしっかりと明主様におつながりすることが大切」と素直に実践しています。明主様のみ教えてください、その通りに受け止めておられます。

しかし、長澤役員会の文書は、「明主様は確かに想念の重要性を説かれているが、それ以上に、浄霊の大切さを諭されている」としています。「碧雲荘奉仕者を囲んで」を読む限り、長澤役員会は全く逆の方向に結論づけています。

明主様が、側近の方々にお話しになったことが、「地上天国」誌に掲載されたということは、明主様のご事蹟として伝えていただいたということであり、そこに明主様がお示しくださったことを、素直に、まっすぐにお受けさせていただくことが、明主様の信徒としての大切な信仰ではないでしょうか。

自分たちの都合に合わせて歪曲することは、もってのほかです。

また、長澤役員会は、2の項目の最後に、「『神に創造された全部を吸収するために手を掲げる』という発言は、み教えからすると、あり得ない考え方である」と難じていますが、明主様は浄霊について、次のようにみ教えになっています。

人間は神が生まされた。神の代わりができるものなであります。人間を使って人間の罪穢をとるのであります。今度、本部で指圧療法を始めるといことは、罪穢を許す、罪穢吸収機関を発売するわけで、指圧療法の習いたい方はどなたでもお教えする。(御講話 昭和10年5月1日)

「指圧療法」とは「浄霊」のことです。ここで、明主様は、浄霊には、罪けがれを吸収する働きがあることを強調しておられます。神様が、創造されたことごとくことごとくをご自分のみもとに引き寄せられ（吸収され）、一切を浄め、全てを赦ゆる

すという御力を、浄霊を通して発揮されることをハッキリと示しておられます。

3. み教えの否定、輪廻転生の否定——について

長澤役員会の文書を引用します。

輪廻転生のみならず、「新しく生まれる」とのたった一言の明主様のお言葉を以て、明主様がそれまでのみ教えは全て違ってたとされたと言っている。(中略)

み教えを拝読すればするほど、このような発言はできるはずがない。つまり、とんでもない間違いである。

昭和29年6月5日、碧雲荘において発せられた「明主様御言葉」は、世界救世教の信徒にとって、核心的なみ教えであります。

ずいぶん若くなってるよ私のほうは……メシヤ降誕と言ってね、メシヤが生まれたわけです。言葉だけでなく事実がそうなんですよ。私も驚いたんです。生まれ変わるというんじゃないですね。新しく生まれるわけですね。

冒頭、このように、明主様は仰せです。「事実がそうなんです」「私も驚いたんです」とお受け止めになられたご神意によって、明主様ご自身が覚醒させられた——そのようなご心境を率直に述べられています。

この明主様の御言葉を、長澤役員会は「『新しく生まれる』とのたった一言の明主様のお言葉を以て」と表記しています。「たった一言」として片付けています。たくさん仰ったことがみ教えで、「たった一言」のみ教えには意味がないのでしょうか。

ここには、昭和 29 年 6 月 5 日に発せられた「明主様御言葉」を受け止めようとする信仰の一片も感じられません。

私たちが今、教主様を通して明主様からお導きをいただいている「全く新しい信仰」は、この「明主様御言葉」を抜きにしてあり得ません。このことは、世界救世教の信徒としての信仰の根幹に関わることであります。私たちは、「たった一言」として、この「明主様御言葉」をなかったかのようにすることは、断じてできません。「御言葉」にあるご神意を受け止めさせていただこうとする信仰こそが、明主様の信徒としての信仰ではないでしょうか。

「輪廻転生」については、教主様が、今年の「京都・滋賀布教区信徒大会」「秋季大祭」において、詳述くださっています。ご教導くださっているお言葉を繰り返し学ばせていただいて、「明主様御言葉」をお受けさせていただきたいと、強く願うものです。

4. 本教の目的を変える——について

長澤役員会は、「全く異質な思想における地上天国建設論が、真明氏発言の中に見ることができる」と論じています。教主補佐が、神様の子どもとなることが幸福であることを、また、天国は自分の中にあるとお話ししていることを難じています。

明主様は、「善と悪」のみ教えの中で、次のように記しておられます。

人間墮落すれば獣となり、向上すれば神となるというのは不変の真理で、まったく人間とは「神と獣との中間である生物」である。この意味において真の文化人とは、獣性から脱却した人間であって、文化の進歩とは、獣性人間が神性人間に向上することであると私は信ずるのである。したがって、神性人間の集まる所——それが地上天国でなくて何であろう。

私たちの目的は、神のような存在になることであり、そのような人が集まるところが「地上天国」と仰っています。

また、明主様は、人間は神の「分霊」であり、「神の子」であることをみ教えくださっています。そして、ご立教の折の「大光明世界の建設」の中で、次のよう記しておられます。

世界が天国になる事は、先ず世界を構成している、単位を考えれば判るのであります。それは結局人間であります。(中略) 個人が救われ完成し、それが^{ひろが}って世界が救われ、完成されるのでありますから、先ず個人が救われ完成しなければならないのであります。

天国になるには、「先ず個人が救われ」と仰せです。「分霊」として神様の命を賜っていること、そして、「神の子」として生かしていただいていること——そのことを受け止められたなら、私たちは一人の人間（個人）として、本当に救われるのではないのでしょうか。天国人とならせていただくのではないのでしょうか。

加えて、明主様は、次のような御書も、私たちにお与えくださいました。

「天国在我心中」（天国は我が心中に在り）

「地上天国在吾心」（地上天国は吾が心に在り）

この御書は、まぎれもない明主様のみ教えであります。これ以上の表現のしようのないほどに、明主様はストレートに、天国は自分の中にあることをお示しです。

こうした明主様のみ教えをいただくとき、教主補佐の発言のどこに「異質な思想」があるのでしょうか。

5. 「新しく生まれる」の解釈の間違い——について

長澤役員会は、教主補佐のお話に対し、「何故、『生まれ変わるんじゃない、新しく生まれる』ということに固執するのであろうか」と言い、「生まれ変わるというんじゃないですね。新しく生まれるわけです」との明主様の御言葉を、まるで受け止める必要がないごとく断じています。

「新しく生まれる」ということは、繰り返しますが、昭和 29 年 6 月 5 日「明主様御言葉」を、どのようにいただくかにかかっています。その受け止めによって、私たちの信仰姿勢は 180 度違ってきます。

長澤役員会の文書では、メシヤが“キング・オブ・キングス”とされていることを引用し、明主様がメシヤであると記しています。それ以外の解釈は許さない、という論調です。

私たちも、明主様はメシヤであられることを信じています。そして、教主様のご教導のもとに、メシヤとして新しくお生まれになった明主様が自分の中におられて、私たちも「神の子」として、明主様と共にあるメシヤの御名にあって、「新しく生まれる」養いをいただいていることを、昭和 29 年 6 月 5 日「明主様御言葉」によって受け止めさせていただいています。

ちなみに「メシヤ」について、次のようなみ教えがあります。

メシヤというのは人間の名前です。神様は、主の神——エホバですね。

(御垂示録 9 号 昭和 27 年 5 月 1 日)

明主様は「メシヤというのは人間の名前です」と仰せです。「人間の名前」とお述べになっていることは、私たち人間の立場で軽々に論じることではないと思います。明主様が示してくださっているみ教えを誤まって受け止めることのないよう、どうぞ、み心通りに受け止めさせていただけますように、と心からお祈り申し上げ、明主様を通して素直に神様に向かわせていただくほかありません。

なお、長澤役員会の文書では、

教主様は、「主神は、明主様を模範として用意された」と公言されているが、上述したように、主神が選ばれた明主様は「人類の模範」などというものでは全くなく、そもそも、こうした模範説は全くの間違いである。

と、「明主様を模範」とさせていただくことは「間違いである」としてはいますが、「東方之光」の『教綱』において、専従者の項目である第19条では、次のように明記されています。

聖業専一の道に全身全霊を挙げて没入された明主様を規範とし、(中略)明主様に求め、帰一し、ひな型拡大に全てを捧げ、実践することを決意し、許された者を専従者という。

「明主様を規範」とする人が専従者であるとしています。ちなみに、広辞苑では、「規範」の意味は「模範」とであると記載されています。

6. 明主様のご神格の否定——について

「本教の誕生」というみ教えに、次の一文があります。

独一真神が分霊して多神となるのであるから、一神にして多神であるというのが本当である。

長澤役員会は、「分霊の名前がメシヤだとするならば、主神の分霊を賜っている人類は全てメシヤであり、メシヤになれることになる。そのことはまさに暴論を超えており……」と非難していますが、上記のみ教えに鑑みると、はたして「暴論」といえるのでしょうか。

「メシヤ」の名前については、前項に記した通りです。神様に創られた人

間の分際を弁^{わか}えるならば、アレコレと簡単に論じるべきものではありません。

「神人合一」についても、神様の存在をどう受け止めさせていただくのかという、一人ひとりの信仰によって、赦^{ゆる}されてくるものだと思います。「その受け止めは、間違っている」ということは、人間の立場で言えることではない、そのように思います。神様だけが、判じられることではないでしょうか。

ところが、長澤役員会は自分が断を下す立場にあるごとく、自分を神様よりも高みに置いて、教主補佐を裁いています。

長澤役員会に一貫しているのは、この不遜、高慢、傲岸^{ごうがん}であります。

教主補佐は、明主様のみ教えを「全く新しい信仰」において受け止めておられます。そのように真摯^{しんし}に努めておられます。その営みから発せられるお話に、私たちは大きな啓発をいただいております。

私たちは「教主様のお姿とお言葉に倣うことを徹底する」ことを、大切な信仰の営みとさせていただいておりますが、教主補佐のお話「教主様のお姿とお言葉に倣うことを徹底する」ことの姿勢を示していただいております。

私たちは、この教主補佐のお姿にも、倣わせていただきたいと強く思わせていただくものです。教主補佐のお取り組みも、明主様が私たちに教えてくださっている大切な信仰のお姿であります。

長澤役員会に動じることのない、屈することのない教主補佐と共に、明主様の真実、を心から求め、私たちも進ませさせていただくことを強く願って進んでまいりたいと存じます。

平成 30 年 4 月 19 日

世界救世教 職員
岡田 真明 殿

世界救世教 審定委員会

通 知 書

平成 30 年 4 月 10 日の責任役員会において、懲戒規程第 4 条に定める懲戒事由に該当する疑いがある職員に対して、審定委員会を設置しました。

貴殿が、その対象になっております。

審定の対象となる事由は、貴殿がいつのめ教団の若手専従者との懇談会に於いて行った教義違反に該当する発言です。

については、審定委員会規程第 8 条により、貴殿に「説明又は意見を述べる機会」を与えますので、下記の日時・場所にお越しく下さい。

記

日 時	平成 30 年 4 月 25 日 10 時～ 11 時 30 分
場 所	瑞雲会館 3 階会議室
聴取者	当委員会の委員 3 名
書 記	1 名

日時・場所の変更はお受けできませんので、あらかじめご了承下さい。

尚、出席しない場合は、審定委員会規程第 8 条但書に基づき当該事案に関係がある者の出席を求め、その者に説明又は意見を述べる機会を与えて当委員会にて審理します。

以 上

平成 30 年 4 月 24 日

長澤 好之 殿

岡田 真明

ご 返 答

責任者名不在の、「世界救世教 審定委員会」と称する方々からの、平成 30 年 4 月 19 日付の「通知書」を受け取りました。

この文書によりますと、私に教義違反に該当する発言があるのでお越しく
ださいとのことですが、まず、皆様方は、世界救世教の規則・教規を著しく
軽視し、さらには教主様から認められていない、「世界救世教責任役員会」
や「管長」を自称している方々であります。

そのような方々からの呼び出しには、お応えしたくても、お応えできま
せん。

また、皆様方もよくご存知のように、明主様のご聖業を継承し、教義の大
綱を定められるのは教主様であります。

従って、皆様方が『教義違反の疑いがある』という言葉を使っていること
自体、極めて不可解であります。

さらに皆様方は、明主様を信仰していると言いながら、教主様への尾行・
盗聴・盗撮という恥すべき行為、言葉に出すのも憚られる行為を実行、容認
されており、教義を語る以前の問題と思われれます。その観点からも、皆様方
からの呼び出しには到底お応えできません。

私は今後も、今までと変わらず、世界救世教の規則・教規に明確に記され
ていますように、「教義に基づき世界救世教を統一する」教主様、また、「教
義の大綱を定める」教主様のもと、多くの信徒・専従者と一致団結し、明
主様がお示しになった全く新しい信仰に、明主様と共にあるメシヤの御名に
あって、全身全霊をもってお仕えさせていただく所存です。

以上

平成 30 年 5 月 21 日

岡田 真明 殿

静岡県熱海市桃山町 2 6 - 1

世界救世教

代表役員 長澤 好之



懲戒処分並びに解雇通知書

貴殿の行為は、懲戒規程第 4 条第 1 号の懲戒事由に該当するので、当教団は、平成 30 年 5 月 8 日開催の責任役員会において、同月 7 日開催の審定委員会の審決に基づき審議した結果、懲戒規程第 3 条第 6 号により貴殿を「除籍（信者名簿から除籍する）」とする旨議決いたしました。

さらに、貴殿は、就業規則第 3 7 条第 7 号の解雇事由に該当しますので、同条に基づき、平成 30 年 5 月 18 日の責任役員会において、平成 30 年 5 月 21 日をもって貴殿を「解雇（普通解雇）」することを議決しましたので通知いたします。

なお、貴殿の退職金については給与規程に基づき、1 ヶ月以内に貴殿の給与口座に送金します。

労働基準法第 20 条及び就業規則第 3 7 条に規定する解雇予告手当は、貴殿の給与口座へ送金します。

また、貴殿の健康保険は、平成 30 年 5 月 22 日付で資格喪失となります。

健康保険被保険者証（本人及び被扶養者分）他、当教団からのパソコン等の貸与品はすべて教室・那須課長に返還してください。

上記の通り通知します。

以 上

